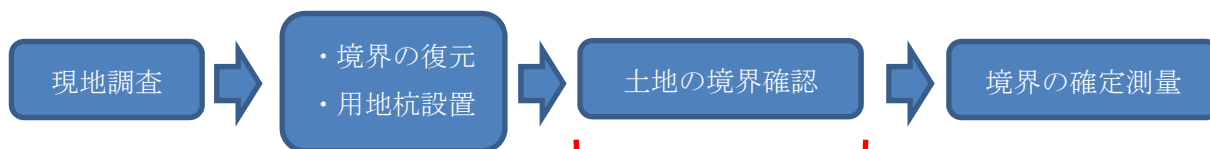


## 測量作業について

### ① 測量作業の目的

山梨県新環状建設事務所による新山梨環状道路 東部区間の建設が行われます。それに伴い、用地取得が必要となります。そのため用地測量を行い、各関係者様の用地面積の算出及び分筆登記資料の作成を目的としています。

### ② 測量作業の全体の流れ



### ③ 各作業内容

各関係者 様に御協力いただく作業です。

#### ● 現地調査

- ・甲府地方法務局に備え付けてある公図等の資料を基に、既存の境界標などの調査を行います。

#### ● 境界の復元 ・用地杭設置

- ・現地調査結果を基に、対象となる土地に境界の復元を行います。  
(この時点の境界は、境界確認前のため未確定位置です。)  
境界復元で新規に設置する境界標の種類は、下記の通りです。(赤色)



一般部  
種類：木杭



土の通行部  
種類：赤金属鈹



舗装・構造物の箇所  
種類：赤ペンキ

- ・併せて、用地取得範囲を示す用地幅杭を設置します。  
用地幅杭の種類は、下記の通りです。(黄色)



一般部  
種類：黄プラスチック杭



土の通行部  
種類：黄金属鈹



舗装部  
種類：黄金属鈹



構造物の箇所  
種類：黄色ペンキ

● 境界の確認

- ・復元した境界位置について、土地名義人様に確認して頂き、承諾された方は「土地境界確認書」へ署名と捺印をお願い致します。

※土地の境界確定には、所有地に接する方全員の承諾が必要です。

境界確認日については、準備が出来しだい通知致します。



境界の確認風景



土地境界確認書へ記載

● 境界の確定測量

- ・確認により確定した境界の位置情報の測量を行います。  
また境界標を下記の通り設置します。

境界確認前の境界標



打ち替え



変更なし



設置



境界確定後の境界標